

日 薬 業 発 第 504 号
令 和 3 年 2 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、財務省主計局給与共済課長、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長については令和2年11月19日付け日薬業発第351号ほかにてお知らせしたところですが、被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和3年6月末日まで延長されるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請）
（令和3年2月22日付け、総務省自治行政局公務員部福利課 事務連絡）
2. 令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）
（令和3年2月22日付け、総務省自治行政局公務員部福利課 事務連絡）
3. 令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）
（令和3年2月19日付け、厚生労働省保険局保険課 事務連絡）

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

日 本 医 師 会
日本歯科医師会
日 本 薬 剤 師 会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 11 月 18 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 3 年 3 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 3 年 4 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 3 年 3 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 3 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

地方職員共済組合
(地共済事務局扱い)
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 1 月 1 日 18 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 3 年 3 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 3 年 4 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 3 年 3 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 3 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 19 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等については、別添 1「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」（令和 2 年 11 月 16 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、令和 3 年 3 月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては、令和 3 年 4 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長

当面、令和 3 年 3 月末までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、令和 3 年 6 月末まで引き続き延長していただきたいこと。

2 令和 3 年 4 月 1 日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて

（1） 一部負担金等徴収猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下「猶予対象被保険者等」という。）は、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する者であること。

（ア）令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の被保険者又は被扶養者であること。

（イ）令和 2 年 7 月豪雨により被災し、次のいずれかに該当する者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

（2） 猶予対象被保険者等は、令和 3 年 4 月以降における保険医療機関又は保険薬局（以

下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書(以下「猶予証明書」という。)を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること(保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること)。

(3) 猶予対象被保険者等は、あらかじめ健康保険組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。

(4) 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、別添2「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年9月14日付け保保発第0914003号)を参考とすること。

なお、当該通知において、「6ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、健康保険組合の実情に応じて、令和3年6月30日までの間で設定すること。

3 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いにつて

一部負担金等の免除を実施している健康保険組合におかれても、前記1及び2について同様の取扱いとすること。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 16 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等については、別添 1「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」（令和 2 年 10 月 16 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、令和 2 年 12 月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては、令和 3 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長

当面、令和 2 年 12 月末までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、令和 3 年 3 月末まで引き続き延長していただきたいこと。

2 令和 3 年 1 月 1 日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて

（1） 一部負担金等徴収猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下「猶予対象被保険者等」という。）は、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する者であること。

（ア）令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の被保険者又は被扶養者であること。

（イ）令和 2 年 7 月豪雨により被災し、次のいずれかに該当する者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

（2） 猶予対象被保険者等は、令和 3 年 1 月以降における保険医療機関又は保険薬局（以

下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書(以下「猶予証明書」という。)を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること(保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること)。

- (3) 猶予対象被保険者等は、あらかじめ健康保険組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。
- (4) 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、別添2「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年9月14日付け保保発第0914003号)を参考とすること。

なお、当該通知において、「6ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、健康保険組合の実情に応じて、令和3年3月31日までの間で設定すること。

3 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いにつて

一部負担金等の免除を実施している健康保険組合におかれても、前記1及び2について同様の取扱いとすること。

保保発第0914003号
平成18年9月14日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621003号及び平成18年9月8日保発第0908006号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとする事ができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

- (1) 保険者は、健保法第75条の2第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。
- (2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすること

が不適當であると認められるとき。

② 一部負担金の納入を免がれようとする行為があったと認められるとき。

- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者が
ある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り
消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について
療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した
旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等が
その取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免がれた額を当該保険者に返
還させるものとする。

(別紙) 様式 1

減 額
一部負担金等 免 除 申請書
徴収猶予

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減額等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷 病 名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。
平成 年 月 日

〔 社会保険事務所長
健康保険組合理事長 〕 殿

被保険者 住 所
氏 名 印

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番を標準とする。
 - 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

減 額
一部負担金等 免 除 証明書
徴収猶予

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対 象 者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限			
免 除			平成 年 月 日			
徴収猶予						

上記のとおり証明する。
平成 年 月 日

〔 社会保険事務所長
健康保険組合理事長 〕 印

- 備考
- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 - 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
 - 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
 - 4 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。